

別紙 1

仕様書

1 件名

豊田浄化センター放流流量計取替業務

2 実施場所

下関市豊田町大字矢田 4 9 9 番地 豊田浄化センター（別図 1）

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 8 日まで

4 実施内容

受託者が実施する内容は、次のとおりとする。

- （1）豊田浄化センター放流流量計（変換器含む）の取替（別図 2）
- （2）取替後の運転調整及び異常の有無の確認
- （3）既設品の撤去及び処分

既設型式：AM215DW-UJ1-LSJ 及び AM11-DHA1J（横河電機(株)製）

5 実施方法

受託者は、下水道維持管理指針、下水道法、電気事業法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し、必要な安全対策を講じたうえで、適切に業務を実施すること。

6 機器仕様

口径：1 5 0 mm

測定方式：電磁流量計

適用媒体：処理水

精度：標準精度

参考機器：横河電機(株)製

- ・電磁流量計 AXW150-WE000BJ1UL210B-NNNNN/GRL/RH/L010/PJ
- ・変換器 AXG1A-G000101J011/RK/PJ

7 業務従事者

受託者は、選任届により届け出た電気工事士を業務に従事させること。

8 提出書類

- （1）受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

ア 電気工事士選任届 1部

イ 材料承諾図 1部

(2) 受託者は、業務が完了したときは、次に掲げる業務の成果に関する報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

ア 業務完了届 1部

イ 業務写真（実施前・実施中・実施後） 1部

ウ 完成図書 3部（紙2部、CD-R（PDF形式）1部）

（ア）機器仕様書

（イ）機器構造図（部品展開図）及び機器寸法図

（ウ）試験成績書

（エ）取扱説明書

9 実施にあたっての注意事項

(1) 本業務に使用する材料等は、既設品と同等若しくは同等以上の性能を有する新品とし、既存施設との互換性を有するものとする。

(2) 豊田浄化センターは稼働中の施設であるため、業務の施工においては委託者が別に契約する豊田浄化センター運転管理業務の受託者（山口県エンジニアリング株式会社）と作業内容、作業工程等について事前に十分に協議すること。

(3) 業務の施工において、必然的に発生する軽微な補修及び消耗品の取替は、本業務に含むものとする。ただし、本業務の範囲で対応できない修理箇所が見つかった場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。

(4) 大型機材の搬入については、計画を立案し、事前に委託者の承諾を得ること。

(5) 業務履行に際しては、委託者立ち合いのもと、材料検収及び運転調整を行うこと。

(6) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）や上水については支給するが、効率的に作業を行い、使用は必要最低限にとどめ節約に努めること。

(7) 業務実施時間は、豊田浄化センター運転勤務日の午前8時30分から午後5時00分までの間とする。

(8) 業務に必要な機材は、受託者の負担とする。

(9) 本業務において発生した撤去品及び廃材は、受託者の責により関係法令に従い適切に処分すること。

(10) 業務の完了に際しては、委託者立ち合いのもと、運転調整を行うこと。

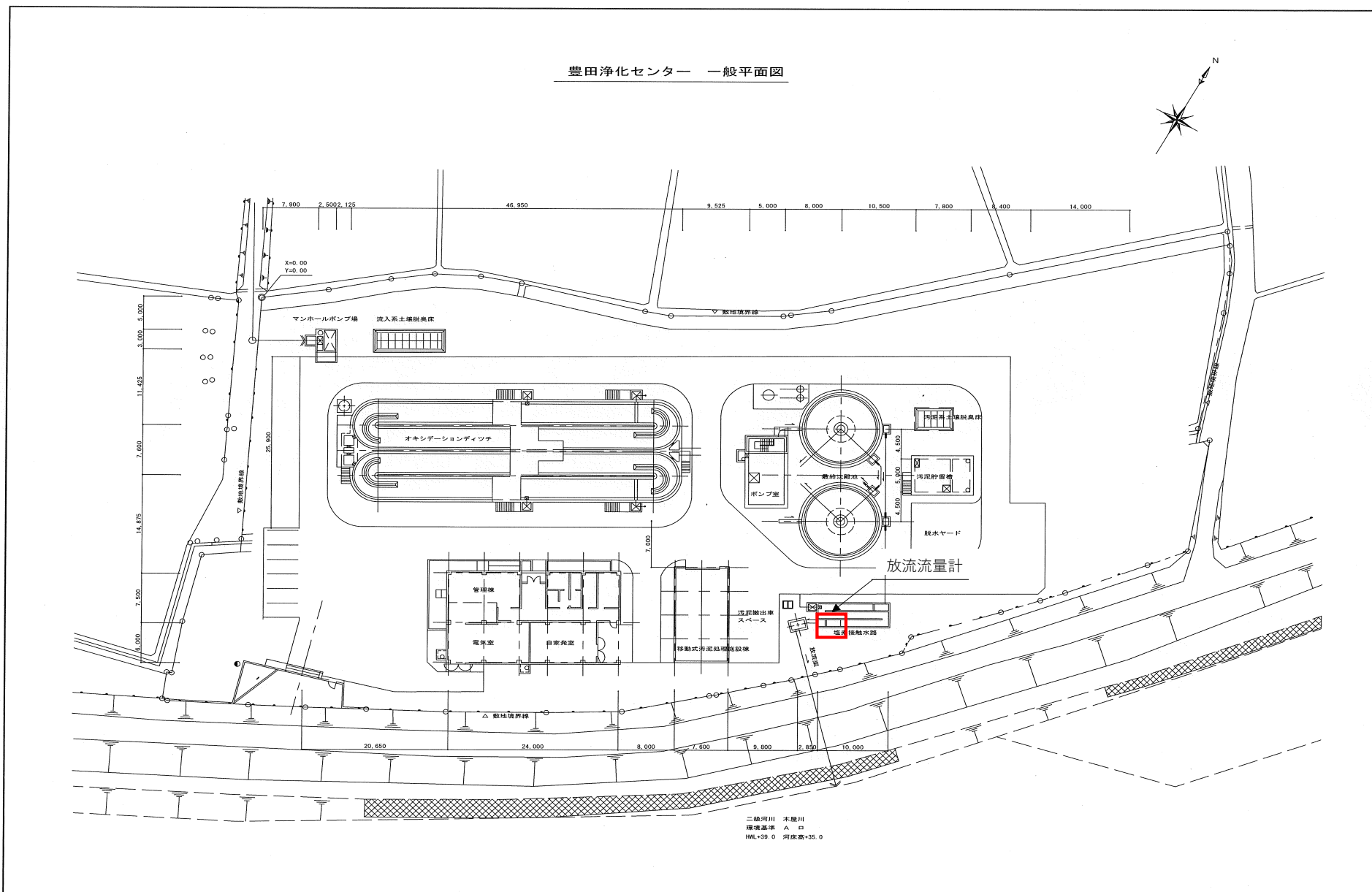
10 その他

(1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上

別図 1



別図2

